平成２２年（フ）第４９３８号
大阪市東淀川区淡路１丁目９番17号　今井文化101号
債務者　春田　　馨
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３９号
大阪市東淀川区淡路１丁目９番17号　今井文化101号、住民票上の住所大阪府大阪市東淀川区大桐４丁目４番77号　クレール大桐304号
債務者　春田みどり
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０号
北海道砂川市吉野四条南６丁目１番９号
債務者　齊藤布美佳
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
北海道北見市朝日町51番地　メゾン三寶Ⅱ―101号、申立時の住所北海道網走郡美幌町字元町28番地の105
債務者　神保　貴彦
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
北海道常呂郡佐呂間町字若里31番地の４　若里団地305、住民票上の住所北海道常呂郡佐呂間町字若里31番地の４
債務者　高橋　儀明
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字鳩岡平66番地151
債務者　関根　弘一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５２号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目４番地の21
債務者　小笠原寿夫
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５５号
山形県酒田市こあら２丁目12番地の15　クレンヒル105号
債務者　佐藤　敦子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１８８号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｂ棟59号
債務者　松嶋さおり（旧姓米原）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６３９号
埼玉県川口市大字伊刈178番地の４　中井コーポ102号
債務者　竹口　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１５号
さいたま市西区大字指扇254番地１　フィオーレ101
債務者　齋藤　美香
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７６号
さいたま市浦和区北浦和２丁目１番16号　矢部ビル102
債務者　佐々木敏男
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７７号
さいたま市浦和区北浦和２丁目１番16号　矢部ビル102
債務者　佐々木智子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８９２号
埼玉県久喜市栗橋東３丁目10番21号
債務者　白坂　明博
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３８号
埼玉県蕨市錦町５丁目13番５号　コーポ金子105号
債務者　飯島　　瞬
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
埼玉県所沢市林３丁目558番地の16
債務者　大内　康夫
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２２号
千葉県銚子市竹町1537番地
債務者　岩田　美香
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係